

令和 8 年 8 月 11 日に下記のとおり漂流物の拾得があったので、水難救護法(明治 32 年法律第 95 号)第 25 条第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

美浜町長 八 谷 充 則

記

- 1 拾 得 物 件 小型ヨット(FRP 製) 長さ 4.2m、幅 1.5m、深さ 0.3m
- 2 拾 得 場 所 美浜町大字河和字北屋敷付近海上
- 3 拾得年月日 令和 8 年 8 月 11 日(火) 午後 5 時 25 分
- 4 拾得届出人 半田市 11 号地 2 衣浦海上保安署
- 5 保 管 場 所 美浜町大字河和字北田面 106 番地 美浜町役場
- 6 そ の 他 公告後 6 か月が経過し、引渡しの手出がない場合は、所有者がい
ないものと認め処分を行う。

